

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店（以下「事業場」という。）において、営業職として就労していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月の支店長による罵声、てん末書の提出、本社での聴聞会、社有車のアクシデント及び新入社員による度重なるいたずら等により、次第にストレスがたまるようになったという。請求人は、平成○年○月○日、Dクリニックに受診し、同クリニックにおいて治療を受けていたところ、平成○年○月○日、同クリニックにおいて、「不安症」と診断された。
- 3 本件は、請求人が業務上の事由により精神障害を発病したとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状の経過等に照らして、平成〇年〇月〇日に I C D—1 0 診断ガイドラインにおける「F 4 3. 2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものであると当審査会としても判断する。

なお、請求人は、本件疾病の発病時期は平成〇年〇月〇日である旨主張しているが、医学的根拠に乏しく採用することはできない。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①平成〇年〇月〇日、社有車を運転中に交通事故を起こしたこと、②同年〇月、ホワイトボードに書かれていた請求人の名前が消されたこと、③同年〇月〇日、支店長から罵声を受け、同月〇日に顛末書を提出し、同月〇日には本社で聴聞会に出席したこと等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討する。

イ 上記アの①の主張について

請求人が作成した車両事故報告書を始めとする一件記録によれば、本件交通事故は車両同士の物損事故であり、事故後、請求人は修理費の一部負担と安全教育の一環として安全講習等に参加したことは認められるものの、特段、

ペナルティや責任を追及された事実もなく、事故後の対応も会社が行っており、請求人は関与していない。本件交通事故の大きさ、内容及び加害の程度、ペナルティ・責任追及の有無、事後対応の困難性等を鑑みると、上記主張について認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、重大な人身事故、重大な事故を起こした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当てはめて検討すると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 上記アの②の主張について

一件記録によれば、本件出来事は新入社員によるいたずらであることが判明し、支店長立ち合いの下、当該新入社員は請求人に謝罪したというものであるが、当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、謝罪した以降に両者の間に特段のトラブルはなく、会社も本件は終結したものとしていること、トラブルの内容、程度等を鑑みると、請求人の心理的負荷が大きなものであったとはいえず、その後の業務に支障を及ぼした事実もないことから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ 上記アの③の主張について

本件出来事は、請求人のタイムカードの虚偽申請及び勤務時間中の居眠りについて会社が業務指導等を行ったという一連の出来事であって、一件記録を精査しても、支店長を始めとした上司等が業務指導の範囲を逸脱した発言を行ったという事実は認められないところ、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、上司等は一般的な職場規律上の指導、指摘を行ったに過ぎず、業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような対立が生じたという性格のものであることから、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

なお、請求人は、平成○年○月○日、支店長から罵声を受けた旨主張しているが、一件記録からは、当時、支店長は、請求人を応接室に呼んで、業務上の注意、指導を行おうとしたところ、請求人がＩＣレコーダーを持ち出し

た為、会社内での上司とのやり取りについて録音しようとする請求人の当該対応について質したところ、請求人がＩＣレコーダーを鍵と言いつつ逃げようとしたことから、周囲の社員に気を配りつつも、声が大きくなったというものであり、当審査会としては、当該事情を鑑みると、心理的負荷を評価するに相当するような罵声を受けたとまではいえず、請求人の主張を採用することはできない。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が３つであるから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。